

静岡県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月3日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第1号

静岡県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県福祉のまちづくり条例施行規則（平成8年静岡県規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
1 建築物			1 建築物		
公共的施設		特定公共的施設	公共的施設		特定公共的施設
(1) 社会福祉施設	(略)	<u>すべてのもの</u>	(1) 社会福祉施設	(略)	<u>全てのもの</u>
(略)			(略)		
(3) 官公庁施設	(略)	<u>すべてのもの</u>	(3) 官公庁施設	(略)	<u>全てのもの</u>
(4) 教育施設	(略)	<u>すべてのもの</u>	(4) 教育施設	(略)	<u>全てのもの</u>
	(略)			(略)	
(5) 文化施設	ア (略)	<u>すべてのもの</u>	(5) 文化施設	ア (略)	<u>全てのもの</u>
	イ 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館、同法第29条に規定する博物館に相当する施設その他これらに類する施設			イ 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館、同法第31条第2項に規定する指定施設その他これらに類する施設	
(略)			(略)		
(7) 宿泊施設	旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業又は簡易宿所	(略)	(7) 宿泊施設	旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業	(略)

	営業の用に供される施設	
(略)		
(9) 集会施設	(略)	すべてのもの
(略)		
(12) 環境衛生施設	(略)	すべてのもの
(略)		
(17) サービス業を営む店舗等	(略)	すべてのもの
(略)		
(21) 共同住宅等	(略)	すべてのもの
(22) 地下街等	(略)	すべてのもの
(略)		

2 公共交通機関の施設

公共的施設	特定公共的施設
法第2条第5号に規定する旅客施設（以下単に「旅客施設」という。）	すべてのもの

3 道路

公共的施設	特定公共的施設
道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（自動車のみ一般交通の用に供する道路を除く。）	すべてのもの

4 公園等

公共的施設	特定公共的施設
-------	---------

	の用に供される施設	
(略)		
(9) 集会施設	(略)	全てのもの
(略)		
(12) 環境衛生施設	(略)	全てのもの
(略)		
(17) サービス業を営む店舗等	(略)	全てのもの
(略)		
(21) 共同住宅等	(略)	全てのもの
(22) 地下街等	(略)	全てのもの
(略)		

2 公共交通機関の施設

公共的施設	特定公共的施設
法第2条第6号に規定する旅客施設（以下単に「旅客施設」という。）	全てのもの

3 道路

公共的施設	特定公共的施設
道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（自動車のみ一般交通の用に供する道路を除く。）	全てのもの

4 公園等

公共的施設	特定公共的施設
-------	---------

(1)～(3) (略)	すべてのもの
(4) 博物館法第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条に規定する博物館に相当する施設に該当する動物園又は植物園	
(5) (略)	

5 (略)

別表第2 (略)

1 建築物に関する整備基準

部分	整備基準
(1) 廊下その他これに類するもの (以下「廊下等」という。)	ア (略) イ 階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるもの(以下「点状ブロック等」という。)を敷設すること。ただし、当該部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (ア) <u>勾配</u> が20分の1を超

(1)～(3) (略)	全てのもの
(4) 博物館法第2条第1項に規定する博物館又は同法第31条第2項に規定する指定施設に該当する動物園又は植物園	
(5) (略)	

5 (略)

別表第2 (略)

1 建築物に関する整備基準

部分	整備基準
(1) 廊下その他これに類するもの (以下「廊下等」という。)	ア (略) イ 階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるもの(以下「点状ブロック等」という。)を敷設すること。ただし、当該部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (ア) <u>勾配</u> が20分の1を超

	<p>えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(イ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、<u>勾配</u>が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(ウ) (略)</p>		<p>えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(イ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、<u>勾配</u>が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(ウ) (略)</p>
(略)		(略)	
<p>(3) 傾斜路 (その踊場を含む。以下同じ。)のうち階段に代わり、又はこれに併設するもの</p>	<p>ア <u>勾配</u>が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>イ～エ (略)</p>	<p>(3) 傾斜路 (その踊場を含む。以下同じ。)のうち階段に代わり、又はこれに併設するもの</p>	<p>ア <u>勾配</u>が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>イ～エ (略)</p>
<p>(4) 便所</p>	<p>ア 1以上は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に、<u>車いす</u>を使用している者(以下「<u>車いす使用者</u>」という。)が円滑に利用することができるものとして次に定める構造の便房(以下「<u>車いす使用者用便房</u>」という。)を1以上設けること。</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>車いす使用者</u>が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されている</p>	<p>(4) 便所</p>	<p>ア 1以上は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に、<u>車椅子</u>を使用している者(以下「<u>車椅子使用者</u>」という。)が円滑に利用することができるものとして次に定める構造の便房(以下「<u>車椅子使用者用便房</u>」という。)を1以上設けること。</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>車椅子使用者</u>が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されている</p>

	<p>こと。</p> <p>(イ) <u>車いす使用者用便房</u>が設けられている便所の出入口又はその付近に、<u>車いす使用者用便房</u>であることを表示した標識を掲示すること。</p> <p>イ (略)</p>		<p>こと。</p> <p>(イ) <u>車椅子使用者用便房</u>が設けられている便所の出入口又はその付近に、<u>車椅子使用者用便房</u>であることを表示した標識を掲示すること。</p> <p>イ (略)</p>
(5) 敷地内の通路	<p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 傾斜路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) <u>勾配</u>が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、<u>勾配</u>が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(イ) (略)</p>	(5) 敷地内の通路	<p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 傾斜路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) <u>勾配</u>が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、<u>勾配</u>が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(イ) (略)</p>
(6) 駐車場	<p>ア 機械式駐車場及び共同住宅等に設ける駐車場を除き、1以上の駐車場に、<u>車いす使用者</u>が円滑に利用することができる駐車施設（以下「<u>車いす使用者用駐車施設</u>」という。）を1以上設けること。</p> <p>イ <u>車いす使用者用駐車施設</u>は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>車いす使用者用駐車施設</u>又はその付近に、<u>車いす使用者用駐車施設</u></p>	(6) 駐車場	<p>ア 機械式駐車場及び共同住宅等に設ける駐車場を除き、1以上の駐車場に、<u>車椅子使用者</u>が円滑に利用することができる駐車施設（以下「<u>車椅子使用者用駐車施設</u>」という。）を1以上設けること。</p> <p>イ <u>車椅子使用者用駐車施設</u>は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>車椅子使用者用駐車施設</u>又はその付近に、<u>車椅子使用者用駐車施設</u></p>

	<p>設であることを表示すること。</p> <p>(ウ) (略)</p>		<p>設であることを表示すること。</p> <p>(ウ) (略)</p>
<p>(7) 障害者、高齢者等が円滑に利用できる経路（以下「利用円滑化経路」という。）</p>	<p>ア 次に掲げる場合（地下街等に設ける場合を除く。）には、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める経路のうち1以上を、利用円滑化経路とすること。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 建築物又はその敷地に<u>車いす使用者用便房</u>を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。(ウ)において同じ。）から当該<u>車いす使用者用便房</u>までの経路</p> <p>(ウ) 建築物又はその敷地に<u>車いす使用者用駐車施設</u>を設ける場合 当該<u>車いす使用者用駐車施設</u>から利用居室までの経路</p> <p>イ 利用円滑化経路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 当該利用円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 戸を設ける場合には、自動的に開閉す</p>	<p>(7) 障害者、高齢者等が円滑に利用できる経路（以下「利用円滑化経路」という。）</p>	<p>ア 次に掲げる場合（地下街等に設ける場合を除く。）には、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める経路のうち1以上を、利用円滑化経路とすること。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 建築物又はその敷地に<u>車椅子使用者用便房</u>を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。(ウ)において同じ。）から当該<u>車椅子使用者用便房</u>までの経路</p> <p>(ウ) 建築物又はその敷地に<u>車椅子使用者用駐車施設</u>を設ける場合 当該<u>車椅子使用者用駐車施設</u>から利用居室までの経路</p> <p>イ 利用円滑化経路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 当該利用円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 戸を設ける場合には、自動的に開閉す</p>

る構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(ウ) 当該利用円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の項に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

a (略)

b 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

c 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(エ) 当該利用円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、(3)の項に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

a (略)

b 勾配^{こう}は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のも

る構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(ウ) 当該利用円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の項に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

a (略)

b 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

c 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(エ) 当該利用円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、(3)の項に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

a (略)

b 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のも

のにあつては、8分の1を超えないこと。

c (略)

(オ) 当該利用円滑化経路を構成する昇降機(カ)に定めるものを除く。(カ)において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとすること。

a かご (人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)は、利用居室、車いす利用者用便房又は車いす利用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

b かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

c かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。

d (略)

e かご内及び乗降ロビーには、車いす利用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

f かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

のにあつては、8分の1を超えないこと。

c (略)

(オ) 当該利用円滑化経路を構成する昇降機(カ)に定めるものを除く。(カ)において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとすること。

a 籠 (人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)は、利用居室、車椅子利用者用便房又は車椅子利用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

b 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

c 籠の奥行きは、135センチメートル以上とすること。

d (略)

e 籠内及び乗降ロビーには、車椅子利用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

f 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

ること。

g 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。

h 用途面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物（教育施設、自動車教習所等、共同住宅等、事務所及び工場を除く。）の利用円滑化経路を構成する昇降機にあっては、a からcまで、e及びfに定めるもののほか、次に掲げるものとする。

(a) かごの床面積は、1.83平方メートル以上とすること。

(b) かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。

i 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する昇降機及び乗降ロビーにあっては、a からhまでに定めるもののほか、次に掲げるものとする。ただし、昇降機及び乗降ロビー

と。

g 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。

h 用途面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物（教育施設、自動車教習所等、共同住宅等、事務所及び工場を除く。）の利用円滑化経路を構成する昇降機にあっては、a からcまで、e及びfに定めるもののほか、次に掲げるものとする。

(a) 籠の床面積は、1.83平方メートル以上とすること。

(b) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。

i 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する昇降機及び乗降ロビーにあっては、a からhまでに定めるもののほか、次に掲げるものとする。ただし、昇降機及び乗降ロビー

が(1)の項イの(ウ)に該当するものである場合は、この限りでない。

(a) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(b) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

(c) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

(d) 当該利用円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態の昇降機は、車いす使用者が円

が(1)の項イの(ウ)に該当するものである場合は、この限りでない。

(a) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(b) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

(c) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

(d) 当該利用円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態の昇降機は、車椅子使用者が円

滑に利用することができ
るものとして次に定め
る構造方法とすること。
と。

a エレベーターにあ
っては、次に掲げる
ものとする。

(a) 特殊な構造又は
使用形態のエレベ
ーター及びエスカ
レーターの構造方
法を定める件（平
成12年建設省告示
第1413号）第1第
7号に規定するも
のとする。

(b) かごの床面積
は、0.84平方メー
トル以上とすること。
と。

(c) 車いす使用者が
かご内で方向を変
更する必要がある
場合にあつては、
かごの床面積が十
分に確保されてい
ること。

b (略)

(キ) 当該利用円滑化経路
を構成する敷地内の通
路は、(5)の項に定める
もののほか、次に掲げ
るものとする。

a (略)

b 50メートル以内ご
とに車いすの転回に

滑に利用することができ
るものとして次に定め
る構造方法とすること。
と。

a エレベーターにあ
っては、次に掲げる
ものとする。

(a) 特殊な構造又は
使用形態のエレベ
ーター及びエスカ
レーターの構造方
法を定める件（平
成12年建設省告示
第1413号）第1第
9号に規定するも
のとする。

(b) 籠の床面積は、
0.84平方メートル
以上とすること。
と。

(c) 車椅子使用者が
籠内で方向を変更
する必要がある場
合にあつては、籠
の床面積が十分に
確保されているこ
と。

b (略)

(キ) 当該利用円滑化経路
を構成する敷地内の通
路は、(5)の項に定める
もののほか、次に掲げ
るものとする。

a (略)

b 50メートル以内ご
とに車椅子の転回に

	<p>支障がない場所を設けること。</p> <p>c 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の<u>車いす</u>使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>d 傾斜路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) <u>勾配</u>は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(c) 高さが75センチメートルを超えるもの (<u>勾配</u>が20分の1を超えるものに限る。)にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>ウ (略)</p>		<p>支障がない場所を設けること。</p> <p>c 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の<u>車椅子</u>使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>d 傾斜路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) <u>勾配</u>は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(c) 高さが75センチメートルを超えるもの (<u>勾配</u>が20分の1を超えるものに限る。)にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>ウ (略)</p>
(略)			(略)
(9) レジ通路及び公共的施設の改札	ア 物品販売業を営む店舗等のレジ通路のうち1以上は、次に掲げるものと	(9) レジ通路及び公共的施設の改札	ア 物品販売業を営む店舗等のレジ通路のうち1以上は、次に掲げるものと

ロ	<p>すること。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の<u>車いす使用者</u>が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>イ (略)</p>
---	--

ロ	<p>すること。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の<u>車椅子使用者</u>が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>イ (略)</p>
---	--

2 公共交通機関の施設に関する整備基準

部分	整備基準
(1) 障害者、高齢者等が円滑に通行できる経路（以下「移動円滑化経路」という。）	<p>ア (略)</p> <p>イ 移動円滑化経路において床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設けることが困難である場合は、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設けることが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって<u>車いす使用者</u>の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。</p> <p>ウ 移動円滑化経路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 当該移動円滑化経路と公共用通路の出入口は、次に掲げるものと</p>

2 公共交通機関の施設に関する整備基準

部分	整備基準
(1) 障害者、高齢者等が円滑に通行できる経路（以下「移動円滑化経路」という。）	<p>ア (略)</p> <p>イ 移動円滑化経路において床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設けることが困難である場合は、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設けることが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって<u>車椅子使用者</u>の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。</p> <p>ウ 移動円滑化経路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 当該移動円滑化経路と公共用通路の出入口は、次に掲げるものと</p>

すること。

a・b (略)

c 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(i) 当該移動円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものとする。

a 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、末端の付近の広さを車いすの転回に支障がないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。

b (略)

c 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合

すること。

a・b (略)

c 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(i) 当該移動円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものとする。

a 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、末端の付近の広さを車椅子の転回に支障がないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。

b (略)

c 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合

は、傾斜路を併設すること。

(ウ) (略)

(エ) 当該移動円滑化経路を構成するエレベーターは、次に掲げるものとする。

a かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

b かごの幅は140センチメートル以上とし、奥行きは135センチメートル以上とすること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置を設けているものに限る。）については、この限りでない。

c かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、bのただし書に規定する場合は、この限りでない。

は、傾斜路を併設すること。

(ウ) (略)

(エ) 当該移動円滑化経路を構成するエレベーターは、次に掲げるものとする。

a 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

b 籠の幅は140センチメートル以上とし、奥行きは135センチメートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置を設けているものに限る。）については、この限りでない。

c 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、bのただし書に規定する場合は、この限りでない。

d かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確認できる構造とすること。

e かご内に手すりを設けること。

f かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものとすること。

g かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

h かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

i かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

j かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置のうちそれぞれ1以上は、点字により表示する等視覚障害者

d 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。

e 籠内に手すりを設けること。

f 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものとすること。

g 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

h 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

i 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

j 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置のうちそれぞれ1以上は、点字により表示する等視覚障害者

者が円滑に操作することができる構造とすること。

k (略)

1 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けている場合又は当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。

(㊦) 当該移動円滑化経路を構成するエスカレーターは、次に掲げるものとする。ただし、e及びfについては、複数のエスカレーターを隣接した位置に設ける場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

a～e (略)

f 踏段の面は、車いす使用者の円滑な昇降に必要な広さとする。かつ、車止め

が円滑に操作することができる構造とすること。

k (略)

1 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けている場合又は当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。

(㊦) 当該移動円滑化経路を構成するエスカレーターは、次に掲げるものとする。ただし、e及びfについては、複数のエスカレーターを隣接した位置に設ける場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

a～e (略)

f 踏段の面は、車椅子使用者の円滑な昇降に必要な広さとする。かつ、車止め

	<p>を設けること。</p> <p>(カ) (略)</p>		<p>を設けること。</p> <p>(カ) (略)</p>
<p>(2) 通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ 階段は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を<u>はり付ける</u>こと。</p> <p>(ウ)～(キ) (略)</p> <p>ウ～カ (略)</p>	<p>(2) 通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ 階段は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を<u>貼り付ける</u>こと。</p> <p>(ウ)～(キ) (略)</p> <p>ウ～カ (略)</p>
<p>(3) 便所</p>	<p>ア～カ (略)</p> <p>キ オに規定する便所は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 出入口には、<u>車いす使用者</u>が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(ウ)・(エ) (略)</p> <p>(オ) <u>車いす使用者</u>が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>(カ) (略)</p>	<p>(3) 便所</p>	<p>ア～カ (略)</p> <p>キ オに規定する便所は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 出入口には、<u>車椅子使用者</u>が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(ウ)・(エ) (略)</p> <p>(オ) <u>車椅子使用者</u>が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>(カ) (略)</p>
<p>(4) 乗車券等販売所、待合所及び案内所</p>	<p>ア 乗車券等販売所のうち1以上は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 出入口のうち1以上</p>	<p>(4) 乗車券等販売所、待合所及び案内所</p>	<p>ア 乗車券等販売所のうち1以上は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 出入口のうち1以上</p>

	<p>は、次に掲げるものとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>車いす</u>使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(ウ) カウンターを設ける場合には、そのうち1以上は<u>車いす</u>使用者の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>イ (略)</p>		<p>は、次に掲げるものとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>車椅子</u>使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(ウ) カウンターを設ける場合には、そのうち1以上は<u>車椅子</u>使用者の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>イ (略)</p>
(略)		(略)	
(7) 乗降場	<p>ア 鉄道駅のプラットフォームは、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により<u>車いす</u>使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、<u>車いす</u>使用者の乗降を円滑にするための設備を</p>	(7) 乗降場	<p>ア 鉄道駅のプラットフォームは、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により<u>車椅子</u>使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、<u>車椅子</u>使用者の乗降を円滑にするための設備を</p>

1以上備えること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(エ) (略)

(オ) ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。

(カ) プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するための柵を設けること。ただし、当該端部に階段を設置している場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。

(キ) 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合及びホームドア又は可動式ホーム柵を設けた場合は、この限りでない。

イ (略)

ウ バスターミナルの乗降場は、次に掲げるものとする。

(ア) (略)

1以上備えること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(エ) (略)

(オ) ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。

(カ) プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するための柵を設けること。ただし、当該端部に階段を設置している場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。

(キ) 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合及びホームドア又は可動式ホーム柵を設けた場合は、この限りでない。

イ (略)

ウ バスターミナルの乗降場は、次に掲げるものとする。

(ア) (略)

(イ) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の自動車の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下「自動車用場所」という。）に接する部分には、^{きく}柵、点状ブロック等その他の視覚障害者の自動車用場所への進入を防止するための設備を設けること。

(ウ) 当該乗降場に接して停留する自動車に車いす使用者が円滑に乗降できる構造とすること。

エ (略)

オ 航空旅客ターミナル施設の旅客搭乗橋は、次に掲げるものとする。ただし、(イ)及び(ウ)については、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(ア) (略)

(イ) 勾配は、12分の1以下とすること。

(ウ)・(エ) (略)

(イ) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の自動車の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下「自動車用場所」という。）に接する部分には、^{きく}柵、点状ブロック等その他の視覚障害者の自動車用場所への進入を防止するための設備を設けること。

(ウ) 当該乗降場に接して停留する自動車に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造とすること。

エ (略)

オ 航空旅客ターミナル施設の旅客搭乗橋は、次に掲げるものとする。ただし、(イ)及び(ウ)については、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(ア) (略)

(イ) 勾配は、12分の1以下とすること。

(ウ)・(エ) (略)

3 道路に関する整備基準

部分	整備基準
(1) 歩道	ア・イ (略) ウ <u>勾配</u> は、 <u>車いす</u> 使用者の通行に支障のないものとする。 エ 巻き込み部分及び横断

3 道路に関する整備基準

部分	整備基準
(1) 歩道	ア・イ (略) ウ <u>勾配</u> は、 <u>車椅子</u> 使用者の通行に支障のないものとする。 エ 巻き込み部分及び横断

歩道と接する部分には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

オ・カ (略)

(略)

4 公園等に関する整備基準

部分	整備基準
(1) 出入口及び改札口	<p>ア 1以上の出入口は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) <u>縦断勾配</u>は、8パーセント以下とすること。</p> <p>(エ) <u>車いす使用者が通過する際に支障となる段</u>を設けないこと。</p> <p>(オ) <u>車止め柵</u>を設ける場合には、有効幅員を90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ (略)</p>
(2) 園路	<p>主要な園路のうち、1以上の園路は、(1)の項に定める構造の出入口又は改札口に接するものとし、かつ、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) <u>縦断勾配</u>は、8パーセント以下とし、かつ、<u>横断勾配</u>は、<u>水勾配</u>程度とすること。</p> <p>(エ) 4パーセント以上の<u>縦断勾配</u>が50メートル以上</p>

歩道と接する部分には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

オ・カ (略)

(略)

4 公園等に関する整備基準

部分	整備基準
(1) 出入口及び改札口	<p>ア 1以上の出入口は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) <u>縦断勾配</u>は、8パーセント以下とすること。</p> <p>(エ) <u>車椅子使用者が通過する際に支障となる段</u>を設けないこと。</p> <p>(オ) <u>車止め柵</u>を設ける場合には、有効幅員を90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ (略)</p>
(2) 園路	<p>主要な園路のうち、1以上の園路は、(1)の項に定める構造の出入口又は改札口に接するものとし、かつ、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) <u>縦断勾配</u>は、8パーセント以下とし、かつ、<u>横断勾配</u>は、<u>水勾配</u>程度とすること。</p> <p>(エ) 4パーセント以上の<u>縦断勾配</u>が50メートル以上</p>

	<p>続く場合は、途中に150センチメートル以上の水平な部分を設けること。</p> <p>(オ) <u>縁石を切下げる</u>場合には、切下げ部分の幅員は120センチメートル以上、<u>すりつけ勾配</u>は8パーセント以下とし、かつ、<u>車いす使用者が通過</u>する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(カ) 園路を横断する排水溝の<u>ふた</u>は、つえ、<u>車いす</u>のキャスター等が落ち込まないものとする。</p> <p>(キ) (略)</p> <p>(ク) (キ)の階段に併設する傾斜路は、次に掲げるものとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 傾斜路の<u>縦断勾配</u>は、8パーセント以下とすること。</p> <p>c～f (略)</p>		<p>続く場合は、途中に150センチメートル以上の水平な部分を設けること。</p> <p>(オ) <u>縁石を切り下げる</u>場合には、切下げ部分の幅員は120センチメートル以上、<u>すりつけ勾配</u>は8パーセント以下とし、かつ、<u>車椅子使用者が通過</u>する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(カ) 園路を横断する排水溝の<u>蓋</u>は、つえ、<u>車椅子</u>のキャスター等が落ち込まないものとする。</p> <p>(キ) (略)</p> <p>(ク) (キ)の階段に併設する傾斜路は、次に掲げるものとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 傾斜路の<u>縦断勾配</u>は、8パーセント以下とすること。</p> <p>c～f (略)</p>
(3) 駐車場	<p>ア <u>機械式駐車場</u>を除き、<u>車いす使用者用駐車施設</u>を設けること。</p> <p>イ <u>車いす使用者用駐車施設</u>は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) <u>車いす使用者用駐車施設</u>又はその付近に、<u>車いす使用者用駐車施設</u>であることを表示すること。</p>	(3) 駐車場	<p>ア <u>機械式駐車場</u>を除き、<u>車椅子使用者用駐車施設</u>を設けること。</p> <p>イ <u>車椅子使用者用駐車施設</u>は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) <u>車椅子使用者用駐車施設</u>又はその付近に、<u>車椅子使用者用駐車施設</u>であることを表示すること。</p>

(略)		(略)	
5 建築物以外の路外駐車場に関する整備基準		5 建築物以外の路外駐車場に関する整備基準	
部分	整備基準	部分	整備基準
(略)		(略)	
(2) 駐車場	<p>ア <u>車いす</u>使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>イ <u>車いす</u>使用者用駐車施設は、4の表(3)の項イに定める構造に準じたものとする。</p> <p>ウ (1)の項に定める構造の出入口から当該<u>車いす</u>使用者用駐車施設へ至る通路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p>	(2) 駐車場	<p>ア <u>車椅子</u>使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>イ <u>車椅子</u>使用者用駐車施設は、4の表(3)の項イに定める構造に準じたものとする。</p> <p>ウ (1)の項に定める構造の出入口から当該<u>車椅子</u>使用者用駐車施設へ至る通路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号(その1)中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に、「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に、「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に、「車いす転回用空間」を「車椅子転回用空間」に、「勾配」を「勾配」に、「かご」を「籠」に、「車いす転回に」を「車椅子転回に」に、「第1第7号」を「第1第9号」に、「車いすの」を「車椅子の」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1の1の表(7)の項及び2の表並びに別表第2の改正並びに様式第1号(その1)の改正規定は、公布の日から施行する。